

子ども・子育て支援事業の内容と利用料 ～小学校就学前子ども用～

次の表で、川崎市が実施している事業や民間事業の概要、利用料等についてまとめていますので、ご参考にしてください。

(1) 子育て家庭向け情報提供

1 かわさき子育てガイドブック			
内容	主にこれから出産をする方や子育てをする方に向け、本市の子どもや子育てに関わる制度や事業、施設等についての情報を掲載したガイドブックです。各区役所地域みまもり支援センター地域支援課の窓口等で配布しています。		
費用	—	問い合わせ	企画課 (044-200-1726)
2 かわさき子育てアプリ			
内容	子どもの成長記録や予防接種管理ができるほか、地域の施設やイベント情報を確認できたり、育児に関するお役立ち情報が配信されたり、妊娠から出産、子育てまでをフルサポートするアプリです。		
費用	—	問い合わせ	企画課 (044-200-2848)

(2) 妊娠、出産、育児支援

3 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業			
内容	事業者への申込み制で、母親が出産前後で体調不良のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を支援する事業です。 【対象】産前から産後6か月までの妊産婦で、体調不良等で昼間他に育児や家事を行う人がいない人 【時間】8時～19時 【回数】1回2時間以内、1日2回、延べ20回まで(多胎の場合は延べ60回まで)		
費用	事業者により異なる	問い合わせ	児童家庭支援・虐待対策室 (044-200-2450)
4 ふれあい子育てサポート事業			
内容	子育てヘルパー会員宅や子ども文化センターまたは地域子育て支援センターでの一時預かり、保育園・幼稚園等への送迎等、育児の援助を行う事業です。【対象】生後4か月～小学校6年までのお子さんと同居している方		
費用	1時間あたり700円か900円	問い合わせ	保育・子育て推進部 (044-200-3414)
5 地域子育て支援センター			
内容	子育ての相談や講座、子育て情報や遊び場の提供等を行うための事業で、市内には53か所あります。 【時間】曜日・開所時間は施設ごとに異なります。		
費用	—	問い合わせ	保育・子育て推進部 (044-200-3414)
6 子育てサロン・赤ちゃん広場			
内容	地域の身近な場所、乳幼児と保護者が集まって、交流できる場です。名称や実施日時等は区によって異なります。		
費用	—	問い合わせ	児童家庭支援・虐待対策室 (044-200-2450)

7	子ども文化センター 地域における児童の遊びの拠点施設(児童館)で、乳幼児の子育て支援や小中高校生の居場所等として も利用できます。【対象】0歳～18歳 【開館日】12月29日～1月3日を除く毎日 【時間】月～土曜9時半～21時、日曜・祝日9時半～18時		
費用	—	問い合わせ	青少年支援室 (044-200-3083)
8	子ども誰でも通園制度(仮称) 現在、在宅で子育てをされていて、保育所等を利用していない0歳6か月から2歳の子どもたちを対象に、 月一定時間(10時間程度)までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育所等を利用できるようにす ることを想定しています。		
費用	未定	問い合わせ	保育・子育て推進部 (044-200-3414)

(3) 保育所や幼稚園

9	認可保育所 保護者が就労等のために、家庭で保育できない子どもを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。 【開所日】月～土曜。日曜・祝日、年末年始は休み 7時～18時(19時または20時まで延長有) 【対象】生後43日目～就学前		
費用	子どもの年齢と世帯の前年課税額で決定	問い合わせ	保育第1課 (044-200-2662)
10	一時保育 保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭、育児による心理的・肉体的負担の解消等のた め、子どもを家庭で保育できない場合に、断続的または一時的に保護者に代わり保育する制度です。		
費用	1歳未満児2,900円、3歳未満児2,500円、3歳以上1,500円	問い合わせ	保育第1課 (044-200-2662)
11	休日保育 子どもを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも就労等のために家庭で保育できない場合 に利用できる制度です。【時間】8時～18時		
費用	通常保育の保育料に含まれます 別途減免制度有	問い合わせ	保育第1課 (044-200-2662)
12	保育所における園庭開放等 保育所において、高齢者施設等への訪問や季節の行事等へ高齢者を招待するふれあい活動や地域の 児童とともに行事を開催するなどの地域活動を行うほか、地域の保護者に対して育児講座を開催したり 親子に園庭開放するなど、育児支援や相談援助等を行う事業です。		
費用	—	問い合わせ	保育第1課 (044-200-2662)
13	小規模保育事業 保護者が就労等のために、家庭で保育できない子どもを保育士や保育士等の資格を持ち 乳幼児保育経験のある個人が、保護者に代わり日中保育する制度です。定員が11人～19人のA型及び B型と、定員が6人～10人のC型があります。 【対象】園により異なる～3歳未満児 【時間】A型及びB型は月～土曜、7時～18時(または7時半～18時半)(7時からの朝延長及び19時また は20時までの延長有)。C型は月～金曜、8時半～17時、他要相談		
費用	子どもの年齢と世帯の前年課税額で決定	問い合わせ	保育第2課 (044-200-3128)

14	家庭的保育事業			
	内容	保護者が就労等のために、保育士等の資格を持ち、乳幼児保育経験のある個人が、家庭で保育できない子どもを保護者に代わり日中保育する制度です。居宅型(保育ママの自宅で最大3～5人を保育)と共同型(2～3人の保育ママがマンション等共同の場で各々3人までの子どもを保育)があります。 【対象】生後43日目～3歳未満児 【時間】月～金曜の8時半～17時、他要相談		
	費用	子どもの年齢と世帯の前年課税額で決定	問合せ	保育第2課 (044-200-3128)
15	川崎市が認定した認可外保育施設			
	内容	市で定めた基準を満たし、運営費を助成している施設です。市では、「川崎認定保育園」があります。		
	費用	各施設で異なる	問合せ	保育第2課 (044-200-3128)
16	認可外保育施設			
	内容	児童福祉法上の認可を受けていない施設です。		
	費用	各施設で異なる	問合せ	保育第2課 (044-200-3128)
17	幼稚園			
	内容	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、健やかな成長のための環境を与え、心身発達を助長するための学校教育施設です。 【対象】3歳～5歳児 【開園日】月～金曜(春・夏・冬休み等の長期休業期間有) 【時間】1日4時間(標準)		
	費用	各幼稚園で異なる	問合せ	幼児教育担当 (044-200-3179)
18	幼稚園・認定こども園の預かり保育			
	内容	幼稚園・認定こども園で、通常の教育時間を延長して保育を必要とする在園児を預かる事業です。		
	費用	各幼稚園・認定こども園で異なる	問合せ	幼児教育担当 (044-200-3179)
19	幼稚園・認定こども園における子育て支援事業			
	内容	幼稚園・認定こども園において、未就園児の体験保育、子育て相談・幼児教育相談、子育てに関する講演会等の開催、地域との交流・連携・情報交換等、地域の子育てを支援する事業です。		
	費用	—	問合せ	幼児教育担当 (044-200-2493)
20	認定こども園			
	内容	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。		
	費用	家庭で保育できない子どもの利用と、幼稚園としての利用で異なる	問合せ	幼児教育担当 (044-200-3179)
21	幼稚園類似施設			
	内容	幼稚園類似の無認可幼児教育施設で市の基準に該当する施設です。		
	費用	各施設で異なる	問合せ	幼児教育担当 (044-200-3179)
22	病児・病後児保育事業			
	内容	保育所等に入所している子どもが、病中または病気の回復期にあり、まだ通常の保育所等では預かれない時に、一時的に預かる制度です。		
	費用	日額2,900円 別途減免制度有	問合せ	保育第2課 (044-200-3128)

23	短期入所生活援助（ショートステイ）事業			
	内容	保護者が、疾病・疲労、身体的・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、保護を適切に行うことができる施設（児童養護施設等）において養育・保護する事業です。 【利用期間】原則7日以内		
	費用	市民税額による負担	問合せ	児童家庭支援・虐待対策室（044-200-0132）
24	事業所内保育事業			
	内容	会社、工場、病院等に設置され、事業所の従業員の子どものための民間保育施設です。		
	費用	各施設で異なる	問合せ	保育第2課（044-200-3128）
25	川崎認定保育園			
	内容	市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、市から運営費の助成を受けている保育施設です。利用条件、保育料、申込方法などは、園によって異なります。		
	費用	園によって異なる	問合せ	保育第2課（044-200-3128）
26	地域保育園			
	内容	児童福祉法上の認可を受けていない施設です。利用条件、保育料、申込方法などは、園によって異なります。		
	費用	園によって異なる	問合せ	保育第2課（044-200-3128）
27	企業主導型保育事業			
	内容	事業所内保育事業とは別の、企業主導による保育事業です。 従業員対象の保育施設の定員の一部に地域の住民等が利用する地域枠を設けている施設の場合は、地域の住民等で保育を必要とする児童の受入れも行いますが、国と企業が直接協議して運営する仕組みのため、自治体に最新情報はございません。ご利用をお考えの方は勤務先に確認するか、地域枠を利用したい方は施設に直接お問合せください。		
	費用	園によって異なる	問合せ	保育第2課（044-200-3128）
28	年度限定型保育事業			
	内容	1年間という期間を限定して1・2歳児の受入れを一時的かつ臨時的に確保する、認可保育所の特別保育事業です。		
	費用	世帯の前年課税額で決定	問合せ	保育第1課（044-200-2662）
29	ベビーシッター			
	内容	保護者等の自宅に出向いて、保護者が不在の間子どもの世話をする民間サービスです。		
	費用	民間の事業者ごとで異なる	問合せ	保育第2課（044-200-3128）
30	居宅訪問型保育事業			
	内容	保護者が就労等のため家庭で保育できず、かつ医療的ケアが必要なため集団保育が著しく困難と認められた子どもに対し、居宅において1対1で保育を行う制度です。（現在、本市では実施しておりません）		
	費用	子どもの年齢と世帯の前年課税額で決定	問合せ	保育第2課（044-200-3128）

(4) 専門的な支援

31	ちいきりょういくせんたー 地域療育センター			
	ないよう 内容	しょうがいのあるお子さんやしょうがいの疑いのあるお子さんに対して、相談・診察・評価・療育・訓練等の総合的療育支援を行う施設です。		
ひよう 費用	しみんぜいがくによる負担、その他実費有	といあわ 問合せ	しょうがいけいかくか 障害計画課 (044-200-3796)	
32	じどうはつたつしえんじぎょうしよ 児童発達支援事業所			
	ないよう 内容	しょうがいのある主に未就学のお子さんに対して、日常生活における基本動作等を習得させ、また、集団生活に適應できるよう個別や集団での療育を行う事業所です。		
ひよう 費用	しみんぜいがくによる負担、その他実費有	といあわ 問合せ	しょうがいふくしか 障害福祉課 (044-200-2675)	
33	しょうがい 障害児・者一時預かり			
	ないよう 内容	しょうがいのあるお子さんやしょうがいの疑いのあるお子さん、しょうがいのある方を一時的に預かり、日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應することができるよう指導・訓練を行う制度です。		
ひよう 費用	しみんぜいがくによる負担、その他実費有	といあわ 問合せ	しょうがいふくしか 障害福祉課 (044-200-2653)	
34	じどうそうだんじよ 児童相談所			
	ないよう 内容	子どもについて相談するための機関です。 【対象】18歳未満の子ども 【時間】月～金曜の8時半～17時		
ひよう 費用	—	といあわ 問合せ	じどうかていしえん ぎやくたいたいまくしつ 児童家庭支援・虐待対策室 (044-200-0132)	

(5) 小学生の放課後支援

35	わくわくぶらざ			
	ないよう 内容	すべての小学生を対象として、放課後や土曜日・夏休みなどに、学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、様々な文化・スポーツ活動などを行い、異なった年齢層の仲間づくりを支援する事業です。 【時間】月～金曜は放課後～18時、土曜は8時半～18時、土曜以外の学校休業日(休所日を除く、春・夏・冬休み等)は8時～18時、日曜・祝日・年末年始は休み		
ひよう 費用	—(19時までの延長は事前申し込み制で月額2,500円)			
といあわ 問合せ	せいしやうねんしえんしつ 青少年支援室 (044-200-3083)			
36	みんかんのじぎやうしやがおこなうほうかごじどうくらぶ(学童保育)			
	ないよう 内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、民間の事業者が、放課後や土曜日・夏休みなどに、子どもの生活の場を提供します。現在、市内に25か所。		
ひよう 費用	みんかんのじぎやうしやごとで異なる	といあわ 問合せ	—	
37	ちいきてらこやじぎやう 地域の寺子屋事業			
	ないよう 内容	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートするために、地域の方々が寺子屋先生になって、学校ごとに、平日放課後の学習支援や、土曜日等の体験活動の機会を子どもたちに提供している事業です。現在、市内に94か所(うち、小学校は70か所)。		
ひよう 費用	—(体験活動は材料費等負担の場合有)	といあわ 問合せ	ちいききょういくすいしんか 地域教育推進課 (044-200-3565)	

(6) その他

38	民生委員・児童委員			
	内容	厚生労働大臣から委嘱を受け、地域のために社会奉仕活動をしている方です。子どもやお年寄り、生活のことなどで悩みをお持ちの方の気軽な相談窓口です。		
	費用	—	問い合わせ	—
39	子育てサークル			
	内容	同じくらいの年齢の子どもを持つお母さんたちが自主的に活動しているグループです。		
	費用	—	問い合わせ	—